

諮問庁：秋田県知事

諮問日：平成24年10月15日（諮問第104号）

答申日：平成25年8月23日（答申第66号）

事件名：特別養護老人ホーム〇〇〇における聞き取り調査の復命書の部分公開
決定処分に対する異議申立てに関する件

答 申

第1 審査会の結論

秋田県知事（以下「実施機関」という。）が、特別養護老人ホーム〇〇〇（以下「〇〇〇」という。）における聞き取り調査の復命書（以下「本件対象文書」という。）について非公開とした部分のうち、「特別養護老人ホーム〇〇〇の聞き取り調査について」と題する書類（以下「調査結果」という。）中第4項目については個人の姓を除き公開すべきであるが、その他の部分について非公開とした決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、平成24年7月19日、秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、次の行政文書について公開請求を行った。

- ① 平成24年に行われた〇〇〇への事実調査に基づく結果報告書
- ② 医療行為における業務規定違反における罰則規定書
- ③ 特養福祉施設で医療業務に関する規定書

2 実施機関の決定

実施機関は、平成24年7月31日、条例第10条第1項の規定に基づ

き、上記②及び③に該当する行政文書について、不存在による行政文書非公開決定処分を行い、異議申立人に通知した。また、同日、同条第2項の規定に基づき、上記①に該当する行政文書について公開決定等をする期間を延長したうえで、同年8月17日、同条第1項の規定に基づき、部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成24年9月18日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、本件処分を不服として実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件対象文書に関して実施機関が行った本件処分について、その処分を取消し、本件対象文書の非公開部分を公開することを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立人から提出された異議申立書及び意見陳述によると、概ね次のとおりである。

(1) 本件処分における公開できない黒塗りの部分は、法的に個人のプライバシーや企業の不利益となるようなことはない。

福祉施設に対して県職員が質問をした事項についてまで、非公開とする必要はない。

公開書において、福祉施設で医療対応について確認した際、行政としてどのような判断をしたか知りたい。

これからの福祉のあり方について、行政の方向性を知りたい。

福祉施設の現状を知りつつ、入所されている人達への危険な状況を見て見ぬふりをしている訳にはいかないため、それを検証する意味でも公開は必要である。

- (2) 今回の異議申立ては、私の親族に対する福祉施設の職員の行動について、医務薬事課の医療安全支援センター（以下「センター」という。）に相談に行ったときの内容に関する書類についてのものである。

相談は窓口で受け付けてもらい、県庁の関係各課所で検討した結果、県で平成24年1月に〇〇〇の調査をすることになり、2月上旬に結果報告があったようだが、調査の内容は、センターとして守秘義務があるという理由で教えてもらえない状況にある。それでは、調査の際に、私が訴えたことを施設側にどう説明したのか分からず、施設側の意見を聞くこともできないため、相談した者は何も教えてもらえないことになる。

県の担当者に、どういう結論を出すのか、どういう判断をするのか尋ねたところ、判断はできないと言われた。そうであれば、相談する意味はないし、センターの対応としてそれでいいのか疑問である。私も、相談した以上は聞き取り調査の結果について知りたかったため公開請求をしたが、黒塗りの部分があまりにも多い。相手のあることなので、施設側の答えた内容は多少なりとも隠す必要はあるかもしれないが、公務員である県の職員がどういう質問をしたのかくらいは出してもいいのではないかと思っている。要するに、質問した事項を公開してもらわないと、私が相談に行つて担当者に話していることが、本当に相手方に対して伝わっているか分からないし、私が相談に行った情報について、本当にその施設に問い合わせたのか分からないということになる。そこまで消す必要はなく、私が尋ねてほしかったことを本当に尋ねてくれているのか、それすら分からないのは異常である。

この調査の結果について、担当者がどう判断したのか、お互いの意見を

聞いてどういう結論になったのか、書かれている部分はおそらくあると思うが、それさえも消されている。相談をした者としては、知る権利は当然あると思うので、それをなんとかしてもらわないと納得できない。

センターの役割は医療法（昭和23年法律第205号）で公開できないということは分かるのだが、条例に関しては、生命などに関わること、人に危害を与えるような問題に関する情報は出さないといけないという規定になっており、公開することが優先だと思っている。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関は、本件対象文書について部分公開決定を行った理由を次のように説明している。

1 本件対象文書について

センターでは、相談者から〇〇〇の医務室に係る相談を受けて、〇〇〇に職員を派遣し、相談者の要望の伝達を行うとともに、相談者に対する〇〇側の対応等を聞き取りしているが、その内容を記録したものが本件対象文書である。

本件対象文書は、医務薬事課職員の出張に伴う復命書の体裁になっているが、記載されている内容はセンターに寄せられた相談に対して必要な支援を行った相談経過記録であり、センター業務に属する文書である。

2 医療安全支援センターについて

センターは、医療法第6条の11により、都道府県等が設けるよう努めなければならないと規定されている機関であり、秋田県では医務薬事課内に設置されており、医療や治療に関する一般的な相談、相談者が受けた医療行為に関する相談を受け付けている。

また、特別養護老人ホームには医務室の設置が必要とされているが、こ

これは医療法に規定する診療所と同等のものである。今回の事案は、当該医務室に関する事項だったため、医療面の関係ということでセンターで相談を受けたという経緯である。

「医療安全支援センター運営要領」（平成19年3月30日厚生労働省医政局長通知。以下「運営要領」という。）において、センターは、医療に関する問題を自ら解決するための助言等を行い、患者と医療機関等との信頼関係の構築を支援することを基本方針として、中立的な立場から相談等に対応し、患者と医療機関等の双方から信頼されるものでなければならないとされている。

3 条例第6条第1項第1号（個人に関する情報）該当性について

調査結果中対応者のうち施設長を除く者の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるから、条例第6条第1項第1号に該当し、非公開としたものである。

調査結果中1の疾患名及び既往歴については、当該施設の入所者としては希有な疾患であり、これを公開することによって特定の個人を識別することができる可能性があるため同号に該当し、非公開としたものである。

4 条例第6条第1項第2号（法人等に関する情報）該当性について

(1) 調査結果中2の(1)から(7)までの部分、3の(2)の「→」以降の部分及び4の部分は、センターの職員が相談者からの要望を伝えるために〇〇〇を訪問し、センターとしての伝達事項と〇〇〇側から相談者への対応内容等を記録した部分であるが、次のとおり、法人等に関する情報であって公開することにより事業運営上の地位が損なわれると認められることから、条例第6条第1項第2号に該当し、非公開としたものである。

① 〇〇〇の相談者への対応方法等を開示することとなると、相談者の不信感を不要に助長し、あるいは誤解に繋がるおそれがあるなど、一方の

当事者である〇〇〇の地位を害することにもなりかねないこと。

- ② 非公開とした相談者からの要望内容は、その真偽が確認されたものではなく、このような情報は公開することで一方の当事者である〇〇〇が不当な評価を受けるおそれがあること。
- ③ 非公開とした〇〇〇の相談者への対応内容等を記録している部分は、〇〇〇側の説明をセンター職員が要点筆記したものであり、業務の性格上、説明者に対して発言内容の確認や署名を求めているため、必ずしも〇〇〇側が意図した記録にはなっていないこと。

(2) 同号ただし書きには、公開することが必要と認められるものがあるが、ただし書（一）、人の生命、身体又は健康を保護するために必要な公開については、危害等は存在しないと考えている。ただし書（二）、違法又は不当な活動により生ずる支障から人の生活を保護するために必要な公開については、違法又は不当な活動や社会通念上著しく妥当性を欠いているものであるとは判断はできない。

5 条例第6条第1項第8号（法令秘情報）該当性について

(1) 調査結果中2の（1）から（7）までの部分、3の（2）の「→」以降の部分及び4の部分は、医療法第6条の11第4項で守秘義務が課されている情報であるから、次のとおり、法令により公開することができない情報として条例第6条第1項第8号に該当する。

- ① センターに寄せられた相談は、その相談内容等を記録・保管しているが、医療法第6条の11第4項で「医療安全支援センターの業務に従事する職員（中略）又はその職にあった者は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない」とされていること。
- ② センターの業務は、運営要領に基づき、「患者・住民と医療提供施設との信頼関係の構築を支援するように努めること」を基本方針としており、このような情報を開示することとなると、相談窓口の基本方針であ

る患者と医療機関等との信頼関係の構築を支援することが困難になるおそれがあること。

- ③ センターの相談事業は、相談者自身が強い不安を抱えた中での相談であり、情報管理や他機関との連携は非常に重要である。公開することにより適切な情報管理や他機関との連携が困難となり、今後の当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること。

- (2) 条例第6条第1項第8号の「法令秘情報」の該当性については、客観的に相当の利益を有すると認められる事実、実質秘かどうかである。センターの業務について、仮にこれを公開するとした場合には、その業務自体、信頼関係構築の支援や中立的な立場が否定されることとなり、その意味を持たないことになり得ると考えている。医療法第6条の11の規定には「正当な理由」があれば公開も可能とあるが、今回の請求には「正当な理由」は存在しない。

第5 調査審議の経過

- (1) 平成24年10月16日 諮問の受付
- (2) 同 年11月16日 実施機関から非公開理由説明書を收受
- (3) 同 年12月20日 審議
- (4) 平成25年 1月24日 審議
- (5) 同 年 3月 8日 異議申立人が意見陳述
- (6) 同 年 4月24日 実施機関が意見陳述
- (7) 同 年 5月20日 審議
- (8) 同 年 6月12日 審議
- (9) 同 年 8月 8日 審議

第6 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、〇〇〇における調査の結果について、健康福祉部医務薬事課職員が作成した復命書である。

当審査会において見分したところ、本件対象文書は、復命書表紙、復命の概要及び調査結果からなっていることが確認された。

実施機関は、本件対象文書のうち、調査結果中対応者のうち施設長を除く者の氏名並びに1の疾患名及び既往歴を、特定の個人を識別することができるものであるため条例第6条第1項第1号に該当するとして非公開としている。

また、調査結果中2の(1)から(7)までの部分、3の(2)の「→」以降の部分及び4の部分、法令の規定により公開することができないとされている情報であるため同項第8号に該当し、かつ法人等に関する情報であって、公開することにより当該法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため同項第2号に該当するとして非公開としている。

2 条例第6条第1項第1号（個人に関する情報）該当性について

本号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものを非公開情報としている。

本号の趣旨は、個人の尊重という観点から、いわゆるプライバシーに関する情報を、原則として、非公開として取り扱うこととしたものである。

当審査会では、本件対象文書について、本号に該当することを理由として非公開としている部分ごとに、特定の個人を識別することができるものに該当するかどうか検討する。

(1) 調査結果中対応者のうち施設長を除く者の氏名について

当該部分には、センターの調査に対する〇〇〇側の対応者のうち施設長

を除く者の氏名が記載されているが、これは特定の個人を識別することができる情報であり、かつ条例第6条第1項第1号ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、実施機関が非公開と判断したことは妥当であると認められる。

(2) 調査結果中1の疾患名及び既往歴について

当該部分には、疾患名及び既往歴が記載されているが、実施機関の主張によれば、当該施設の入所者としては希有な疾患であるため、これは特定の個人を識別することができる情報であり、かつ同号ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、実施機関が非公開と判断したことは妥当であると認められる。

3 条例第6条第1項第8号（法令秘情報）該当性について

本号は、法令若しくは条例の規定又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項に規定する基準その他実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により公開することができないとされている情報を非公開情報としている。

本号の趣旨は、法令等の規定により公開することができないとされている情報については、この条例においても公開することはできないことを確信的に規定したものである。

本号の該当性について、実施機関は、医療法第6条の11第4項において「医療安全支援センターの業務に従事する職員（中略）又はその職にあった者は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない」と規定されていることから公開することができない旨主張しているところ、当該「秘密」とは、非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいうものである。

したがって、当審査会では、本件対象文書について、本号に該当するこ

とを理由として非公開としている部分ごとに、医療法第6条の11第4項に規定する「秘密」として、法令等の規定により公開することができないとされている情報に該当するかどうか検討する。

(1) 調査結果中2の(1)から(7)までの部分について

当該部分には、センターが相談者から受けた相談内容及び当該相談に対して〇〇〇から聞き取り調査した内容が記載されているが、これらは一般的には了知されていない非公知の事項であり、これらを公開することにより、相談窓口の基本方針である患者と医療機関等との信頼関係の構築を支援することが困難になるおそれがあると認められることから、実質的に保護に値すると認められる。

以上のことから、当該部分について、実施機関が非公開と判断したことは妥当であると認められる。

(2) 調査結果中3の(2)の「→」以降の部分について

当該部分には、特定の入居者に関する情報が記載されているが、これは一般的には了知されていない非公知の事項であり、センターが相談者から受けた相談内容に関連して〇〇〇から聞き取り調査した内容であり、これを公開することにより、相談窓口の基本方針である患者と医療機関等との信頼関係の構築を支援することが困難になるおそれがあると認められることから、実質的に保護に値すると認められる。

以上のことから、当該部分について、実施機関が非公開と判断したことは妥当であると認められる。

(3) 調査結果中4の部分について

当該部分には、センターが相談対応業務を行った内容が記載されているが、これは通常行うべき業務を行った事実を記載しているのみであること

から、実質的に保護に値するとは認められないため、条例第6条第1項第8号に該当するとは認められない。

4 条例第6条第1項第2号（法人等に関する情報）該当性について

本号は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が損なわれると認められるものを非公開情報としている。

本号の趣旨は、法人その他の団体及び個人事業者の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し、保護する観点から、公開することにより、事業を行うものの事業活動その他正当な利益を害することになるような情報は、公開しないこととしたものである。

当審査会では、本件対象文書について、本号に該当することを理由として非公開としている部分のうち、すでに条例第6条第1項第8号に該当し、実施機関が非公開と判断したことは妥当であると認めている部分を除いた部分について、〇〇〇の事業運営上の地位が損なわれると認められるものに該当するかどうか検討する。

調査結果中4の部分には、センターが相談対応業務を行った内容が記載されているが、これは通常行うべき業務を行った事実を記載しているのみであり、調査対象施設が〇〇〇であること自体は実施機関においても非公開としていないことから、公開することにより、当該施設の事業運営上の地位を損なうとは認められないため、同項第2号に該当するとは認められない。

ただし、当該部分のうち、相談者の姓については、個人を識別することができる情報であることから、なお非公開とすることが妥当である。

5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本人がセンターに対して相談した内容についてまで非公開とする必要はない旨主張するが、本県の行政文書公開制度は、条例において何人に対しても等しく公開請求権を認めており、公開請求者が誰であるか、又は公開請求者が公開請求に係る行政文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情が、当該行政文書を公開するかどうかの判断に影響を及ぼすものではないものとなっている。

また、異議申立人は、〇〇〇の職員の行動及び〇〇〇に対する実施機関の指導監督について種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

第7 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
	阿 部 千鶴子	司法書士
	池 村 好 道	秋田大学副学長
会 長	柴 田 一 宏	弁護士
	田 仲 和 子	消費生活実践グループin秋田「こまちの会」 副代表
会長代理	三 浦 清	弁護士